

# 岩倉市生涯学習講座 受講にあたって

## 受講料・参加費

生涯学習講座は、原則として受講料をいただきます。その受講料は岩倉市に納入され、講座開講時の必要経費の一部に充当し運営していますので、ご理解をお願いいたします。ただし、子どもや高齢者のみを対象とした講座、また福祉・行政・ボランティア・子育て等の公益性が高い講座に関しては無料としています。

「たのしく教え・たのしく学ぶ『学びの郷』」の講座は、岩倉市生涯学習センター指定管理者 NPO 法人来未 iwakura の事業として、参加費をいただき、講座の運営に充当いたします。

## お願い

- 1 **【託児つき】の講座と【親子対象】の講座以外は、お子さんを連れての受講はご遠慮ください。**
- 2 **受講決定者はご本人に限らせていただき、その受講資格の譲渡はできませんので、ご了承ください。**
- 3 **講座開催中における録音・録画・写真撮影、また資料等の複製は、固くお断りいたします。**
- 4 教材費等が必要な講座は、返信はがきに記載された期日までに、生涯学習センターへご持参ください。なお、その期日までに納入がない時は、キャンセルとみなす場合があります。
- 5 受講者の事情で受講されない場合は、納められた受講料・教材費等は、お返しできませんので、ご了承ください。
- 6 やむを得ず開催日を変更する場合がありますが、受講料等はお返しできませんので、ご了承ください。
- 7 制作実技を伴う講座において、欠席時の材料・完成品の取り置き、講師による制作、補講はできません。
- 8 締切期日を過ぎても、定員に余裕のある講座は、継続して申込を受付けますのでお問合せください。
- 9 実技を伴う講座で申込者が定員の半数に満たない場合は、開講しないことがあります。
- 10 手話通訳をご希望の場合は、お申し込み前に、必ずご相談ください。